

魚津市告示第161号

魚津市児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について
魚津市児童健全育成事業補助金交付要綱（平成6年魚津市告示第15号）の
一部を次のように改正する。

令和6年10月8日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条・第2条 （略） （補助金の交付対象事業） 第3条 市長は、児童の健全育成を図るため、児童福祉施設の設置者又は地域組織等が行う次に掲げる事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。 （1）－（9） （略） （10） 富山県の承認を得て実施する次に掲げる保育事業（以下「県単特別保育事業」という。） ア・イ （略） （11）・（12） （略） <u>（13） 保育体制強化事業実施要綱（令和6年5月30日付けこ成保第312号こども家庭庁成育局長通知）の規定に基づき実施する保育体制強化事業（以下「保育体制強化事業」という。）</u> <u>（14） 保育補助者雇上強化事業実施要綱（令和6年5月30日付けこ成保第312号こども家庭庁成育局長通知）の規定に基づき実施する保育補助者雇上強化事業（以下「保育補助者雇上強化事業」という。）</u> 第4条－第11条 （略） 別表 【別記1】 様式1－1－様式1－10 （略） 様式1－11（別表関係） 【別記2】 様式1－12・様式1－13 （略） 様式1－14（別表関係） 【別記3】 様式1－15（別表関係） 【別記4】 様式第2号－様式第5号 （略） 様式5－1－様式5－10 （略） 様式5－11（別表関係） 【別記5】 様式5－12・様式5－13 （略） 様式5－14（別表関係） 【別記6】 様式5－15（別表関係） 【別記7】	第1条・第2条 （略） （補助金の交付対象事業） 第3条 市長は、児童の健全育成を図るため、児童福祉施設の設置者又は地域組織等が行う次に掲げる事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。 （1）－（9） （略） （10） 富山県の承認を得て実施する次に掲げる保育事業（以下「県単特別保育事業」という。） ア・イ （略） <u>ウ 富山県食物アレルギー対応特別給食提供事業 富山県食物アレルギー対応特別給食提供事業実施要綱（平成28年10月31日付け児青第410号富山県厚生部長通知）に基づき実施する事業</u> （11）・（12） （略） 第4条－第11条 （略） 別表 【別記1】 様式1－1－様式1－10 （略） 様式1－11（別表関係） 【別記2】 様式1－12・様式1－13 （略） 様式第2号－様式第5号 （略） 様式5－1－様式5－10 （略） 様式5－11（別表関係） 【別記5】 様式5－12・様式5－13 （略）

改正後	改正前
様式第 6 号・様式第 7 号　（略）	様式第 6 号・様式第 7 号　（略）

別表

事業区分	補助額又は補助率	添付書類		補助基本額等の基準
		申請	実績報告	
(略)				
<u>保育体制強化事業</u>	<u>補助基本額の範囲内</u>	<u>保育体制事業計画書</u> <u>(様式 1－14)</u>	<u>保育体制事業実績報告書</u> <u>(様式 5－14)</u>	<u>補助基本額は、国の補助基本額を基準として市長が定める。</u>
<u>保育補助者雇上強化事業</u>	<u>補助基本額の範囲内</u>	<u>保育補助者雇上事業計画書</u> <u>(様式 1－15)</u>	<u>保育補助者雇上事業実績報告書</u> <u>(様式 5－15)</u>	<u>補助基本額は、国の補助基本額を基準として市長が定める。</u>

【別記 1】

改正前

別表

事業区分	補助額又は補助率	添付書類		補助基本額等の 基準
		申請	実績報告	
(略)				

【別記 2】

様式 1－11（別表関係）

改正後

県単特別保育事業所要額調書

施設名 _____

区分	対象経費の支出 予定額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ (①－②)	基準額④	選定額（③と④を比 較して少ない額）⑤	補助申請額⑥
すこやか保育事業						
年度途中入所促進事 業						
合計						

様式 1-11 (別表関係)

県単特別保育事業所要額調書（内訳）

施設名

1 すこやか保育推進事業

すこやか保育推進事業補助金所要額

施設名 (児童数)	対象経費の 支出予定額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	補助基本額③と④を 比較して少ない額⑤	補助申請額⑥
人	円	円	円	円	円	円

すこやか保育推進事業実施計画

[illegible]

様式 1-11 (別表関係)

県単特別保育事業所要額調書（内訳）

施設名

2 年度途中入所促進事業

年度途中入所促進事業補助金所要額

施設名 (定員数)	対象経費の 支出予定額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	補助基本額③と④を 比較して少ない額⑤	補助申請額⑥
人	円	円	円	円	円	円

年度途中入所促進事業実施計画

[illegible]

【別記 2】

様式 1－11（別表関係）

改正前

県単特別保育事業所要額調書

施設名 _____

区分	対象経費の支出 予定額①	寄付金その他の 収入額②	差引額③ (①－②)	基準額④	選定額（③と④を比 較して少ない額）⑤	補助申請額⑥
すこやか保育事業						
年度途中入所促進事 業						
<u>富山県食物アレルギー 一対応特別給食提供 事業</u>						
合計						

県単特別保育事業所要額調書（内訳）

施設名

1 すこやか保育推進事業

すこやか保育推進事業補助金所要額調書

保育所名 (児童数)	対象経費の 支出予定額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	補助基本額③と④を 比較して少ない額⑤	補助申請額⑥
人	円	円	円	円	円	円

すこやか保育推進事業実施計画書

[illegible]

様式 1-11 (別表関係)

県単特別保育事業所要額調書（内訳）

施設名

2 年度途中入所促進事業

年度途中入所促進事業補助金所要額調書

保育所名 (定員数)	対象経費の 支出予定額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	補助基本額③と④を 比較して少ない額⑤	補助申請額⑥
人	円	円	円	円	円	円

年度途中入所促進事業実施計画書

[illegible]

富山県食物アレルギー対応特別給食提供事業補助金所要額調書

[illegible]

実施施設の状況

[illegible]

【別記 3】

改正後

様式 1-14 (別表関係)

保育体制強化事業計画書

施設名 _____

保育体制強化事業補助金所要額

区分	対象経費の支出 予定額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	選定額 (③と④を比 較して少ない額) ⑤	補助申請額⑥
保育体制強化事業						

保育支援者等の配置について

氏名	区分	配置年月日 (見込み)
	☐ 保育支援者 ☐ 園外活動時の見守り等を行う職員 ☐ スポット支援員	年 月 日から 年 月 日まで
	☐ 保育支援者 ☐ 園外活動時の見守り等を行う職員 ☐ スポット支援員	年 月 日から 年 月 日まで

※雇用契約書の写し等、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

事業内容

保育支援者の従事する業務及び保育士の業務負担が軽減される内容

☐ 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃

☐ 給食の配膳・あとかたづけ

☐ 寝具の用意・あとかたづけ

☐ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

☐ 児童の園外活動時の見守り等

☐ その他、保育士の負担軽減に資する業務

（ _____ ）

職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）

--

【別記 4】

様式 1－15（別表関係）

保育補助者雇上強化事業計画書

施設名

保育補助者雇上強化事業補助金所要額

区分	対象経費の支出 予定額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	選定額（③と④を比較して少ない額）⑤	補助申請額⑥
保育補助者雇上強化事業						

新たに配置する保育補助者の氏名等

氏名	保育士資格の有無	雇用期間	資格取得に向けた支援の取組
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	

※本事業に係る保育補助者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （１） 保育士資格を有していない者であって、保育に関する 40 時間以上の実習を受けたもの又はこれと同等の知識及び技能がある
と市が認めたもの（保育補助者）
- （２） 保育士資格を有する者であって、現に保育士として就業していないもの（有資格保育補助者）

※雇用契約書の写し等、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

※有資格保育補助者に関しては、資格証の写しを添付すること。

※保育補助者の場合は資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習会受講の機械の確保等）を記載すること。

様式 1－15（別表関係）

保育補助者雇上強化事業計画書

施設名 _____

事業内容

本事業による保育補助者等の業務及び保育士等の業務負担が軽減される内容

--

職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者等の配置を除く。）

--

資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）※保育補助者の場合

--

【別記 5】

様式 5－11（別表関係）

改正後

県単特別保育事業精算額調書

施設名 _____

区分	対象経費の 実支出額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	選定額（③と④を比 較して少ない額）⑤	補助額⑥
すこやか保育事業						
年度途中入所促進事 業						
合計						

様式 5-11 (別表関係)

県単特別保育事業精算額調書（内訳）

施設名

1 すこやか保育推進事業

すこやか保育推進事業補助金精算額

施設名 (児童数)	対象経費の 実支出額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	補助基本額③と④を 比較して少ない額⑤	補助額⑥
人	円	円	円	円	円	円

すこやか保育推進事業実績報告

[illegible]

県単特別保育事業精算額調書（内訳）

年度途中入所促進事業補助金精算額

年度途中入所促進事業実績報告書[illegible]

【別記 5】

様式 5－11（別表関係）

改正前

県単特別保育事業精算額調書

施設名 _____

区分	対象経費の 実支出額①	寄付金その他の 収入額②	差引額③ (①－②)	基準額④	選定額（③と④を比 較して少ない額）⑤	補助額⑥
すこやか保育事業						
年度途中入所促進事 業						
富山県食物アレルギー 一対応特別給食提供 事業						
合計						

様式 5-11 (別表関係)

県単特別保育事業精算額調書（内訳）

施設名

1 すこやか保育推進事業

すこやか保育推進事業補助金精算額調書

保育所名 (児童数)	対象経費の 実支出額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	補助基本額③と④を 比較して少ない額⑤	補助額⑥
人	円	円	円	円	円	円

すこやか保育推進事業実績報告書

[illegible]

様式 5-11 (別表関係)

県単特別保育事業精算額調書（内訳）

施設名

2 年度途中入所促進事業

年度途中入所促進事業補助金精算額調書

保育所名 (定員数)	対象経費の 実支出額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	補助基本額③と④を 比較して少ない額⑤	補助額⑥
人	円	円	円	円	円	円

年度途中入所促進事業実績報告書

[illegible]

県単特別保育事業精算額調書（内訳）

施設名 _____

3 富山県アレルギー対応特別給食提供事業
富山県アレルギー対応特別給食提供事業補助金精算額調書

施設名	対象経費の 実支出額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	補助基本額③と④を 比較して少ない額⑤	補助額⑥
人	円	円	円	円	円	円

富山県アレルギー対応特別給食提供事業精算額内訳書

施設名	食物アレルギー 児童数	事業費内訳（研修代替職員人件費、専用食器、調理器 具代等）	事業費合計	基準額
	エピペン処方児 人 エピペン処方児 以外 人		円	円

【別記 6】

様式 5－14（別表関係）

改正後

保育体制強化事業実績報告書

施設名

保育体制強化事業補助金所要額

区分	対象経費の 実支出額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	選定額（③と④を比 較して少ない額）⑤	補助額⑥
保育体制強化事業						

保育支援者等の配置について

氏名	区分	配置年月日（実績）
	☐ 保育支援者 ☐ 園外活動時の見守り等を行う職員 ☐ スポット支援員	年 月 日から 年 月 日まで
	☐ 保育支援者 ☐ 園外活動時の見守り等を行う職員 ☐ スポット支援員	年 月 日から 年 月 日まで

事業内容保育支援者の従事した業務及び保育士の業務負担が軽減された内容☐ 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃☐ 給食の配膳・あとかたづけ☐ 寝具の用意・あとかたづけ☐ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳☐ 児童の園外活動時の見守り等☐ その他、保育士の負担軽減に資する業務(_____)職員の雇用管理や勤務環境の改善に取り組んだ内容（保育支援者の配置を除く。）

--

事業費内訳

事業費内訳	事業費合計	備考

※支出が確認できる資料を添付すること。

【別記 7】

様式 5－15（別表関係）

保育補助者雇上強化事業実績報告書

施設名_____

保育補助者雇上強化事業補助金所要額

区分	対象経費の 実支出額①	寄附金その他の 収入額②	差引額③ ①－②	基準額④	選定額（③と④を比 較して少ない額）⑤	補助額⑥
保育補助者雇上強化 事業						

新たに配置した保育補助者の氏名等

氏名	保育士資格の有無	雇用期間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

※本事業に係る保育補助者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 保育士資格を有していない者であって、保育に関する 40 時間以上の実習を受けたもの又はこれと同等の知識及び技能がある
と市が認めたもの（保育補助者）
- （2） 保育士資格を有する者であって、現に保育士として就業していないもの（有資格保育補助者）

事業内容

本事業による保育補助者等の業務及び保育士等の業務負担が軽減された内容

--

職員の雇用管理や勤務環境の改善に取り組んだ内容（保育補助者等の配置を除く。）

--

資格取得に向けた支援の取組や資格取得の時期（見込）※保育補助者の場合

--

事業費内訳

<u>事業費内訳</u>	<u>事業費合計</u>	<u>備考</u>

※支出が確認できる資料を添付すること。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。